

平成18年第3回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 議 平成18年 9月12日 午前10:00

○散 会 午前11:15

○出席議員（21名）

1 番 千 田 正 英	2 番 戸 田 俊 樹	3 番 児 玉 春 雄
5 番 澤 井 昭 二 郎	6 番 藤 原 幸 雄	7 番 佐 藤 恵 佐 雄
8 番 小 林 悟	9 番 佐 藤 義 久	10 番 赤 平 末 次 郎
11 番 藤 原 典 男	12 番 佐 藤 幸 孝	13 番 佐 藤 昇
14 番 伊 藤 博	15 番 伊 藤 栄 悦	16 番 菅 原 久 和
17 番 中 川 光 博	18 番 村 井 政 克	19 番 大 谷 貞 廣
20 番 西 村 武	21 番 堀 井 克 見	22 番 藤 原 幸 作

○欠席議員（1名）

4 番 成 田 進

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	助 役 鐙 利 行
教 育 長 小 林 洋	総 務 部 長 大 越 宏
産 業 建 設 部 長 伊 藤 賢 志	市 民 生 活 部 長 菅 生 一 也
福 祉 保 健 部 長 門 間 鋼 悦	教 育 次 長 山 平 東
総 務 課 長 鈴 木 公 悦	総 合 政 策 課 長 鈴 木 司
財 政 課 長 澤 井 昭	税 務 課 長 伊 藤 正
産 業 課 長 山 口 義 光	建 設 課 長 鈴 木 利 美
都 市 整 備 課 長 鎌 田 洋 一	会 計 課 長 櫻 庭 新 悦
収 納 課 長 中 泉 作 右 衛 門	追 分 出 張 所 長 櫻 庭 久 俊
財 政 課 長 待 遇 三 浦 喜 博	下 水 道 課 長 藤 原 貞 雄
水 道 課 長 小 林 健 一	総 務 学 事 課 長 佐 藤 磐
市 民 課 長 兼 飯 田 川 庁 舎 総 合 窓 口 セ ン タ ー 長 宮 田 隆 悦	社 会 福 祉 課 長 児 玉 俊 幸

農業委員会事務局長	鈴木久雄	幼児教育課長	田仲茂隆
生活環境課長	鈴木鋼生	健康課長	川上秀佐男
生涯学習課長	丸谷昇	スポーツ振興課長	根一
国体事務局長	菅原徳志	高齢福祉課長	門間裕一
昭和庁舎総合窓口センター長	佐々木博信	天王庁舎総合窓口センター長	伊藤清孝

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	肥田野耕二	議会事務局課長待遇	伊藤正吉
--------	-------	-----------	------

平成18年第3回潟上市議会定例会日程表（第3号）

平成18年9月12日（3日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。なお、4番成田 進議員は欠席であります。

定足数に達しておりますので、これより平成18年第3回潟上市議会定例会を再開致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（藤原幸作） 日程第1、議員の一般質問を行います。

本日の発言の順序は、通告順に20番西村 武議員、17番中川光博議員の順に行います。

なお、時間は答弁を含めて60分とし、質問は最初は発言席において、再質問は自分の席にてお願いします。

20番西村 武議員の発言を許します。20番。

○20番（西村 武） 皆さん、おはようございます。また、傍聴者の皆さんも本日は早朝より大変御苦労さまでございます。

それでは、ただいまより一般質問をさせていただきます。

9月定例議会において一般質問の機会を与えていただきました同僚議員に感謝を致すとともに、日ごろ市政発展のためにご努力をなされております市当局のご労苦に対しましても敬意と感謝を申し上げたいと思います。

さて、私は先に提出しておりました通告書に基づきまして、簡潔に順次質問致しますので、市長はじめ教育長の誠意ある答弁を求めます。

質問の1点めは、生活環境の整備で、大崎地区より要望のあった公営水道の引き込みとその見通しについてお尋ねを致します。

平成13年から14年ころにわたり、男鹿南秋を1つの広域圏としてごみ処理施設の建設を大崎地区にほぼ確定していました。大崎地区には、建設受け入れの条件として12項目にわたる要望書を町に提出した事実をご承知のとおりで、その第1に挙げたのが公営水道の引き込みでした。もともと大崎地区は水質は良く、地下水を利用しているところが多く、しかしながら近年、地球の変化、あるいは化学肥料等の使用で水質に少しずつ変化が出てきているように思われ、将来的なことを考えた場合、このままでは不安であると地域住民の声が多くありました。この事態を市はどのようにとらえているのか。水は

生活の何よりも欠かすことのできない必需品であり、直ちに事業展開するにも多額の費用がかかることであり、また、加入率の問題等も発生すると思うので、まず前向きに取り組み、実行のためのアンケート調査など行動を取るべきと思うが、市長はどのようにお考えなのかお答えを求めます。

次に、生活道路の整備で公衆用道路の整備改修についてお尋ねを致します。

旧天王町では1,000㎡以上の開発を行う場合は、町と協議し造成を行うが、以前は分譲地内の道路は公衆用道路として登記をし、販売元か個人名義になっているところが多々あると思います。潟上市総合発展計画の中でこれらの取り組みとして生活道路の整備で通勤、通学、買い物などで日常的に利用する生活道路については、安全および快適に利用できるように計画的に整備を進めるとなっているが、潟上市全体でどのくらいの数になるものか、行政当局は把握しているか、これらを整備し潟上市道に編入するとすれば多額の費用がかかることは承知しているが、これなどの公衆用道路も長い年月が過ぎ、側溝や舗装などの傷みも出て改修しなければいけないところも現にあり、一部住民より行政側に改修の要望をお願いした経緯もあるが、行政当局の言い分としては、公衆用道路でも個人名義のところは手をかけることはできないという話でした。長い年月も過ぎ、名義人の死亡や行方不明という実情もあり、大変困っている住民もおります。公衆用道路は非課税道路として大衆から利用していただくのが当たり前のことと思いますが、行政当局としても地域住民が快適な生活を営むための要望があった場合、適切に対応すべきと思うが、当局のお考えを求めます。

次に、教育問題で、食育の普及充実と栄養教諭の配置等についてお尋ねを致します。

昨年、食育基本法が施行されたのは、この目的はいろいろあるが、一例ですけれども朝食欠食の小学生は平成12年度の段階で4%あったのを22年度にはゼロにもっていこうといった目標です。朝食を抜くと体温が著しく低下し、登校前に35度以下の体温の子が増えているとのことで、通常は36度前後ですから低体温化が進行した場合、学校に着くまでに調子が悪いとって医務室に直行したりするケースが多々あると聞かされております。

また、国立教育政策研究所が小・中学生45万人を対象に実施した調査では、朝食は学力アップと関係があって、毎日朝食を取る子ほどペーパーテストの成績が良いという傾向が見られるとの結果が出ています。

食育には、学校、家庭、地域社会の関係が大切で、潟上市教育委員会では次の4点に

ついてどのようにお考えなのか。

1点めは、全小・中学校に栄養教諭の配置。2点めは、食と健康に関するセミナーの開催。3つめは、学校給食での地場産物の積極的な活用。このことに対しまして答弁がありましたら、何%ぐらいという答弁でひとつお願いしたいと思います。4つめは、食育推進計画の早期作成。

次代を担う児童生徒の心身の健康増進と豊かな人間形成のための方策として、行政当局をはじめ教育委員会はどのように進めていくものか、教育長はじめ行政当局のご答弁を求めます。

4つめは行政改革で、新庁舎の建設に対するプロセスと3庁舎との維持管理費とのランニングコスト比較についてお尋ねを致します。

新市建設計画では、新庁舎は本庁方式により、合併特例債の適用を受けられる期間中に建設をするものとする確認されております。

新市役所の建設問題の質問につきましては、同僚議員からも一般質問され、市長は、現在の分庁方式は緊急避難的な庁舎利用と認識していると、議会や市民の動向などを踏まえ鋭意対処していくと3月定例議会で答弁されております。

まず、市長が先の議会で議会や市民の動向を踏まえ鋭意対処するという発言は、私の受け取り方としては、動向を踏まえてとは相手の動きを見て、鋭意対処をするとは、最初に何かがあってから動こうとするというふうに連続された発言であり、市長みずから庁舎問題に取り組む姿勢が消極的な発言ではないかと思えます。一つ一つ慎重に進めていくとすればするほど時間と期間がかかるわけです。そこで私は、現在、市長は新庁舎の建設に対し、そのプロセスを今後どのような形で進めていこうとしているのか、次の点について質問致しますので、市長より明解な答弁を求めます。

その1点めと致しまして、庁舎建設に当たって、どういう過程を経て完成まで導こうとしているものか、そのプロセスについて。

2つめは、法定協議会で確認された旧3庁のあり方は、現在、分庁方式をとっております。この分庁方式につきましては、秋田県知事は合併した市町村で一番むだなことは分庁方式といっている市町村だと、まさに無用の産物であると言われたことを覚えております。このことから現在の3庁の維持管理費や連絡、会議などに使用している公用車などの経費、電算にかかわる経費、時間的なロスなどさまざまな形で経費がかかっているものと思えます。これらにかかる経費は、おそらく総合すると単年度だけでも億を超

えているものと思います。これが数年続くとすれば莫大な経費となるのではないかと思います。

そこで、仮に新庁舎を建てたものとした場合の単年度の庁舎建設費や維持管理費と現在の分庁舎にかかっている維持管理費はどのくらいになるものか、また、比較した場合の差額はどのくらいになるものかなどのランニングコストについて、以上2点についてあわせてご答弁を求めます。

以上をもちまして演壇からの質問を終わります。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。市長。

○市長（石川光男） 20番西村議員の一般質問にご答弁を致します。

まず、1点めの生活環境の整備についての大崎地区より要望のあった公営水道引き込みについてお答えを致します。

大崎地区の水道引き込みについてですが、昨年度策定しました水道事業基本構想をもとに潟上市水道事業全体の課題等が示され、その一つに未普及地域の解消等が挙げられており、その中の大崎地区につきましては、自治会長会議の際に水質検査の要望が出され、地区内3か所で検査を行い、その報告書を各戸に送付しております。

今後は、構想で提起されました課題を整理し、具体的な方策を探るための基本計画を今年度と19年度の2か年で策定し、平成20年度には事業認可の変更を行い、緊急度、費用対効果等を勘案し、具体的な事業実施計画を立て検討していきたいと思っております。

調査費および事業費もかなりの額が予想されること、独立採算の公営企業で行うことから、工事に際しては加入率、個人負担等の問題も生じてきますので、自治会とも十分話し合い、アンケート調査なども行いながら慎重に進めていきたいと考えています。

なお、平成18年度の基本計画策定委託料の補正を今定例会に計上しておりますので、宜しくお願い致します。

次に、2点めの公衆用道路の整備についてお答えを致します。

私道ならびに公衆用道路の所有権は個人であり、いわば個人の財産でありますので、申告しているもの以外については、その場所を正確には把握しておりません。この後、道路台帳整備および地籍調査が完了すれば、私道としての路線数は把握をしていきますが、その場合でも、その所有権まではそれなりの事情がなければ調査できないことをご理解願いたいと思います。

また、長い年月が過ぎると死亡者や行方不明者が発生し住民が困っているということ

ですが、仮に市道に編入しても所有権を市に移管できない可能性が大きく、それが未登記問題にもつながっていくものと思われます。市では、私道ならびに公衆用道路であっても除雪や砕石を敷くなどの必要最小限のことは実施しております。ご質問の趣旨は理解できますが、現段階では現在の市道認定の手法に従っていく考えであります。

次に、4点めになりますけれども、行政改革の新庁舎の建設に対するプロセスと3庁舎との維持管理とのランニングコストの比較についてお答え致します。

まず、庁舎建設に当たってのプロセスについてということですが、その進め方としては、総合発展計画にありますように庁内プロジェクトや市民の意見を新庁舎建設に反映させるため、市民による新庁舎建設検討委員会を設置するなど、市民、議会、行政がそれぞれの立場で新庁舎建設に対する理解を共有できる体制整備を検討していく必要があると考えております。現在、庁内に新庁舎建設プロジェクトチームを立ち上げ、新庁舎として備えるべき機能や規模、事業手法等の基礎資料の収集や調査研究を進めております。来年度は、庁内横断的なプロジェクトチームとして再編し、新庁舎建設にかかわる基本方針の策定等に取り組みたいと考えております。

2つめとして、3庁舎の維持管理についてであります。平成17年度決算の3庁舎の合計では5,598万円となっております。その内訳としましては、光熱水費や燃料費、施設保守管理委託料等の経常的な経費が5,048万円、修繕料や工事等の臨時的な経費が550万円であります。

庁舎別では、昭和庁舎が2,900万円、飯田川庁舎が1,505万円、天王庁舎が1,192万円となっております。

また、新庁舎を建設した場合の建設費や維持管理費と比較した場合の差額はどのくらいになるかとの質問であります。先に述べたように現在、プロジェクトチームの中で庁舎建設に対する基礎的な資料収集等にあたっておりますことから、維持管理費の比較については、新庁舎の規模や現庁舎の活用等を含め調査研究中でありますことをご理解願いたいと思います。

なお、3点めの教育問題については、教育長が答弁を致します。

○議長（藤原幸作） 教育長。

○教育長（小林 洋） 20番の西村 武議員の3つめ、教育問題、食育の普及充実と栄養職員の配置等についてのご質問にお答えしたいと思います。

議員がご指摘のように朝食を欠食する小学生がいることは、健全な食生活が失われ、

憂慮される状況にあると思うところであります。このような状況を受け、学校において特別活動や保健体育の時間などを中心に食育に関する計画を立て実践しているところがあります。

まずはじめに、1点めの全小・中学校に栄養教諭を配置してはどうかということでもありますけれども、秋田県における今年度の栄養教諭の採用は1名であります。県の保健体育課の指導主事として配属になっています。主に食育推進のために学校における食育指導の体制づくりにあたっています。来年度の栄養教諭の採用については、現在のところないということでもあります。

ご承知のように教諭は県で採用し、市町村に配置になりますので、潟上市の学校に配置になるのは大変難しいのではないかと捉えております。ただし、学校には常に授業を担当することはできませんが、栄養職員が特別活動や家庭科の時間に特別講師として担当教員と一緒に食と健康についてなどを指導しております。現在、潟上市には4校に1名ずつ栄養職員が配置されています。給食だよりを発行したり、子供たちに食に関する興味・関心を持たせたり、家庭における食生活の見直しになったり効果が表われてきております。栄養職員が意欲的に隣接している学校にも出向き指導していますので、栄養職員の充実を図りたいというふうに考えております。

2つめの食と健康に関するセミナーの開催についてのご質問にお答えします。

県では、秋田県健康づくり推進条例を平成16年4月に施行するとともに、農林水産部には食の国あきた推進チームがあり、食の国あきた推進運動アクションプログラムを計画し、実施しています。このプログラムは平成17年度から19年度までの3年間にわたり、学校、家庭、地域が一緒になり、食育や地産地消を推進しようとして取り組んでいるものがあります。

具体的な活動として、食の県民フェスティバルを開催し、食と健康に関する講習会などを実施しています。その他の行事も計画しているようなので、このプログラムに基づいてまいりたいと思います。

また、本市では今年度一本化になりました食生活推進協議会の推進員の方々が小学校の親子教室、親子料理教室等で食と健康等を学習し、指導しておりますことをご紹介しておきたいと思います。

3つめの学校給食での地場産物の積極的な活用についてお答えしたいと思います。

学校におきまして積極的に地場産物を学校給食に取り入れようとしているところであ

ります。給食担当者から食材の納入業者には地場産物を納入するように依頼しております。子供の食育向上につながり、また、地場産物の活用は、生産者の顔が見えて安心して食することができるなど、給食にとって重要なことであるととらえております。

平成15年度の学校給食調査では、野菜について地場産物の使用量は先ほどご質問ありましたけれども、旧3町の平均で35.5%となっております。県平均の29.4%より上回っておりますことをご紹介しておきます。

今後も積極的に活用したいと考えております。

しかし学校では、給食において活用するだけの量の食材を確保することに難儀しているようであります。安定した量を十分に供給してもらえようであれば、さらに取り入れることが可能と思いますので、関連の方々からの情報をお願い致します。

最後の4つめの食育推進計画の早期作成についてであります。国では食育の基本的理念と方向性を明らかにするとともに、食育に関する施策を実効性のあるものにしようとして平成17年7月に食育基本法を施行しました。この基本法に基づいて平成18年度から22年度までの5年間を対象に、食育の推進に関する施策の基本的な事項を今年3月に国の食育推進基本計画として策定したところであります。

県では、この食育基本法に基づき、秋田県食育推進計画を検討しているところであります。この動向を見て、市の関係機関と協議していきたいと考えているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（藤原幸作） 20番、再質問ありますか。20番。

○20番（西村 武） 1番の大崎地区の公営水道引き込みについては、19年度から20年度ですか、にかけて基本計画ですか。いわゆるこのアンケート調査なるものですがけれども、これはいつころ調査を実施するものかですね。それと加入率につきましてですがけれども、これは加入率が何%ぐらいあると施行が可能というような考えなものなのか、その辺のところですね。

それとまず大崎地区の住民ですがけれども、この公営水道を引き込みにした場合ですね、その宅内の、宅内配管ですか、それにかかわる負担、これがまず非常にネックになっているという話もありますので、この辺の配慮ですね、そういうものも必要ではないかと思ひますけれども、その辺のところ再度答弁をいただきたいと思ひます。

また、公衆用道路ですがけれども、これはたしかに公衆用道路は個人名義にはなってお

りますけれども、ただし登記法でいきますと、これは公衆用道路として認定されておりますので、その町と協議した場合ですね、道路は6メートル道路ですか、U字溝もありますし舗装もされております。そういうところにすぐ住民が、やはり道路にいつも雨水処理とか舗装がちょっと傷んでできないとかいった場合にですね、そういう場合は私は適切に対応すべきだところと思います。なぜかという、公衆用道路のところに住んでいる方でも、それはほとんど税金とかそういうものは平等に払っておりますし、またそれは非課税ですので、その認定、その個人の方にもですねここは道路だというようなことを私は認識していると思いますので、その辺のところをまずもう一度ひとつ市長から、市長は常に市民の目線に立った行政運営をすると、こういうことですので、その辺のところをもう一度答弁お願いしたいと思います。

次に、教育問題につきましては、この栄養教諭の配置というのは、これは昨年からスタートして、たしかに栄養教諭は今足りないわけでございますけれども、将来は国の方針でそのようにしたらというようなことで国も一生懸命推進をしているところでございますので、栄養士と栄養教諭の給与、そういうものは当然違ってきますけれども、その方針でひとつ考えた方が私はいいのではないかと思いますけれども、教育長はその辺どう考えているものか。

それとですね、地場産の産物の積極的活用というのは、これは大変高いパーセントで積極的に頑張っているところと思います。

また、その次の4番めの推進計画につきましては、これは市町村ではもう既に50%ぐらいのところを実施されておりますので、これから協議するというようなことですので、ひとつぜひとも努力をしていただきたいところと思います。

また、最後に新庁舎のことですけれども、ただいま市長からこれからプロジェクトを立ち上げまして検討していきたいというようなことですので、ぜひともひとつ、どうせ合併特例期間にその新庁舎の建設をするということになっておりますので、少しでも早い時期に行動を起こしたらどうかと、こう思います。その点もう一度答弁お願いしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 市長。

○市長（石川光男） 20番西村議員の再質問の1点めの大崎地区の水道のアンケートの時期と、それから加入率は何%になればというような、あるいは宅内負担についての配慮ということのご質問にお答えします。

まず、アンケートの時期については、今ここでははっきりといつやるということは明言できません。ただし、このアンケートについて私は指示しているのは、今、大崎地区にアンケートをする場合、あなたは水道をやった場合入りますか、入りませんかというだけの設問ではだめだと。宅内のことも含めて、大体あなたの家では大体平均でこのくらいかかりますよというような具体的な設問をしなければ、最初は全部入りますと。例えばある地区ではアンケート調査をやった場合、98%ぐらい入りますと。実際は41%であったというようなこともありますので、このアンケートについては設問をしっかりと、そしてこの大崎地区の住民の考えというものをしっかりとつかみながらやっていきたいと。

それから、加入率について、これは100%でなければならぬわけですが、ただ、補助金を受ける場合についての最低80%ぐらいが加入しなければ恐らく無理であろうと、今の段階で、そのような考えを持っております。

それから、2点めの公衆用道路の登記法で認定されているということについては、私はあまり専門家でないのでちょっと把握できませんが、いずれにせよ雨水でも舗装でも生活道路ですからという20番さんの西村議員の考えは私はそのとおりでと思います。この後、例えば舗装については今いわゆる5mですか、6mですか、市道の編入の要件がありますので、やるとしても砕石とかそういうものは先ほど答弁しました。除雪もやります。ただ仮に、舗装についてはそういうような制約があるということをご理解いただければありがたいと思います。

それから、庁舎については20番さんのおっしゃるように、なるべく早めに行動をしていきたいということを考えています。

○議長（藤原幸作） 教育長。

○教育長（小林 洋） 西村議員の再質問にお答えしたいと思います。

栄養教諭の配置についてでありますけれども、現在、秋田県で栄養教諭が小・中学校で配置されているところは附属小・中学校に1名しかおりません。したがって、かねて私どもにアンケート等もありましたけれども、いわゆる教員の人事権の問題について、中核都市ではそういうふうな方向に向かうというようなことを聞いておりますけれども、したがって私ども先ほど採用について申し上げましたけれども、現在県で採用して市町村に配置するというふうな形になっておりますので、これからその動向を見てまいりたいというふうに思っております。

それから2つめの推進計画は現在先程申し上げましたように県の保健体育課に指導主事として配置されております。これは昨年、選抜の試験やりまして1名が配置されたわけでありましてけれども、この方が今、推進計画について計画を練って市町村に対して指導すると。私どもはその情報を的確に集めながら計画を立てれるように努力してまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（藤原幸作） 20番、再々質問ありますか。20番。

○20番（西村 武） 公衆用道路ですけれども、これは登記法という法律があって、登記法では公衆用道路の認定されておりまして、これは国からも非課税ですよ。要するに公衆、大衆のための道路です。ただし、名前は個人のものになっているだけです。私があえて今ここで取り上げているのは、その道路幅は6mでU字溝もあり、舗装もされているところですので、これは当然、町と協議して行ったところだと思いますので、その方が現在死亡されておりまして、その地域住民から側溝の汚水処理もできないと。宅内にその雨水が入ってくると。あるいは道路の一部が若干陥没してしておいて、そういうところをですねひとつやってくれないかということで町の方をお願いした経緯があるわけですね。地域住民から。ですから、そういうところは公衆のための道路なんですから、その道路法で登記上、そういうふうに認めているんですから、しかも非課税ですよ、個人の名義であっても非課税。用途替えは別だけれども道路として使うのに何の支障もないわけですので、その辺のところを地域住民から要望があった場合は、速やかに対応すべきでないかなと、こういうことです。もう一度お願いします。

○議長（藤原幸作） 伊藤産業建設部長。

○産業建設部長（伊藤賢志） 西村議員にお答えします。

公衆用道路、たしかにうちの方で申請あったものが今現在、筆数で1,922筆、面積にして309,000㎡ほどございます。ただ、すぐ市が認定する、市道として認定基準に合うものがどうかということであれば、先ほど市長が説明したようにある程度の6m・5mという基準がございましてけれども、ただ、よく陳情なり要望なりがきて調査致しますと、所有権以外の権利がついてると。結局、例えば家を新築するに当たって、当然金融関係からの抵当権が設定されて、もしくは先ほど亡くなったということで相続がなされていないと。そうするとうちの方で登記事務の指導は致します。すべてどういうふうな関係で、兄弟なり親族なりどういうふうな関係からどんな書類をいただければ登記できるか

ということですから、まずうちの方の窓口の方へ来てもらわないと、それなりの何ていうか市道についてはいろんな条件というかいろんなその課題がございますので、それら一つ一つを今すぐここで市道として、認定基準に合うものはうちの方ではすぐやりますけれども、ただ今言ったように所有権以外のものがついていくなれば、やはり本人との了承なり、金融機関との了承、了解というか合意が必要ですので、それらの指導はすべて担当課の方でやりますので、どうか宜しくお願ひしたいと思ひます。

○議長（藤原幸作） これをもって20番西村 武議員の質問を終わります。

17番中川光博議員の発言を許します。17番。

○17番（中川光博） おはようございます。17番中川でございます。

私は、行政活動と議会活動は住民の満足度の向上のためにしっかり貢献しなければならない、そういうふうを考えております。したがって、その貢献に対して障害となるものがあればですね、議会と行政が一緒になって速やかに改善していかなければならない、こういうふうに基本的な考えを持っております。きょうはその基本的なその考えに立ってですね、2つの質問をしていきたいと思っております。

実はですね、2つの質問、1つは定員適正化計画について、もう1つはですね、決算が出ましたので決算書に絡んだですねバランスシートと行政コスト計算書、この2つの質問をしていきたいと思ひますけれども、実はつながっておりますので、その付近もお含みおきいただきながら質問にお答えいただければと思ひます。さわやかに質問して速やかに質問致しますので、宜しくお願ひ致します。

そうすれば1つめの質問でございます。定員適正化計画についてということで、合併のメリットを最大限活かすためにということの質問を致したいと思ひます。

既に合併から1年半がたっております。皆さん、合併によるメリットとはいかにお考えでしょうか。私はですね、その合併による大きなメリットの1つは、人員に余剰ができる、こういうことではないでしょうか。この余剰な人員をですねどのように活用するのかという考え方、戦略、取り組みこそがですね、この私たち潟上市の将来を大きく左右する、そう言っても過言ではないのではないのでしょうか。行政改革大綱において示されているとおり、行革の観点からは既に17年度に定員適正化計画が策定され、21年度までの5年間で22人の人員を削減しましょう、経費につきましては3億3,400万円の削減をしましょうということが発表されております。つまりですね、別の角度から見ますと、今後21年までの、今18年度ですので4年間、この4年間の間では少なくともですね潟上

市が目指している標準職員数に対して毎年何人とは言えないのですけれども、22名近い人員の余剰があるのではないかと、こういうふうな見方ができることとなります。もちろん余剰があるからすぐ少なくしてしまえという議論ではまったくありません。私は今こそですね、この余力の人員、余剰の人員を戦略的に見直してですね、既に発表されております潟上市総合発展計画を達成するための機構改革、あるいはですね機構改革に伴う重点分野への配置、さらに時代の変化に迅速に、あるいは専門的に対応できる人材の育成、こういう事柄に集中的に取り組む時期なのではないだろうか、こういうふうに考えます。戦略的な視点から、まずは私たち潟上市の足腰をですねしっかりと鍛え、すぐ先ですね将来の発展を図らなければならないなど、こういうふうに考えております。そういう意味では、まさにここ1、2年が勝負の重要な時期ではないかな、こういうふうに思っております。この観点から質問をさせていただきます。

その1、標準職員数は全国のですね類似自治体のガイドラインでは何人になっていらっしゃるのでしょうか。

その2、現在私たち潟上市の職員は標準職員数に対して何名の人員の余剰があるのでしょうか。

その3、現在各行政分野別標準の職員数に対して私たち潟上市ではどの分野に多くの人員の余剰があるのでしょうか。

その4、戦略的に余力人員の活用についてのビジョン、これを示していただきたいと思っております。

2つめの質問に入ります。2つめの質問はですね、この9月議会に決算書が提出されました。私は決算書の資料の中の90ページにですね財政指標があります。その中の一つの項目について質問をさせていただきながら、このバランスシートと行政コスト計算書について質問を致したいと思っております。

国がですね自治体の健全度を示す指標として今年度から導入した実質公債費比率ということが決算書に載っております。潟上市が19.6%という数値で全県13個ある市のうちで最も悪い指標となっております。実は8月26日の秋田魁新聞でも1面で報じられていらっしゃると思いますので、多くの市民の皆さんがこの新聞を見ております。あるいは市民の中には心配の声も聞かれます。提出いただいている今回の議会への行政報告では、徐々に軽減する、減少する見込みだという認識を行政当局の方では示しております。数値の基礎となる特別会計等の地方債について市民にもっとわかりやすく情報を公開し、

私たち潟上市の会計の全体像が見える必要があるのではないのでしょうか。いみじくも行政報告の中で、わざわざですね実質公債費比率について説明しているということはですね、この指標について重要な認識をしているということの証ではないのでしょうか。

一般会計については比較的市民も私たちもわかりやすいのですが、特別会計等につきましては会計処理方法も異なりわかりにくいというのが現状です。住民にしてみれば、どの事業も同じ私たち潟上市が行っている事業に変わりがないので、説明責任の観点からもすべての事業について、住民にできるだけわかりやすく伝え、説明を尽くしていくことが重要になってきます。私の本題はここからになりますが、そのためにですね財政の基礎的かつ総合的な情報を今まで示していただいている予算・決算の手法に加え、バランスシートや行政コスト計算書なども活用し、フローとストックの両面から把握することが必要なのではないのでしょうか。この観点から質問をいたします。

その1、実質公債費比率19.6%の基礎数値はどうなっているのでしょうか。

その2、資産、負債、正味財産等の全体が見通せるバランスシートの作成が急がれるのではないのでしょうか。

その3、各行政分野ごとの行政コストが見渡せる行政コスト計算書が欠かせません。既に多くの自治体が作成に取り組んでいます。見解はいかがでしょうか。

以上、2つの質問をさせていただきました。宜しくご答弁をお願い致します。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 17番中川議員の一般質問にお答えを致します。

1点めの定員適正化計画についてでございます。

まず、合併当初の確認事項であります分庁方式の採用や窓口センターの設置、新しい業務である福祉事務所、国体事務局の設置等、また合併に伴う事務事業の調整などで職員は一致団結して今日まで新しい市政を運営してまいりました。

本市職員の定員管理に当たっては、厳しい財政状況の中、人件費の抑制や簡素で効率的な行財政システムを構築するため定員適正化の目標を設定するため、平成18年3月、潟上市定員適正化計画を策定致しました。この計画は、平成17年度から平成21年度までの5か年では22人の削減を計画しております。また、この数値はそれぞれの年度における退職者数の変動や行財政改革に伴う組織機構の見直しの進捗状況等により、毎年度見直ししながら適正な管理を図るものであります。

ご質問のその1の標準職員数は類似団体のガイドラインでは何人ですかということで

ありますが、類似団体の職員数は人口1,000人当たりの職員数で示されておりますので、企業職員を除き283.68人であります。

2つめの、現在、標準職員数に対して何名の人員の余剰があるのか、また、行政分野別標準職員に対してどの分野に多く人員の余剰があるのか、戦略的に余力人員の活用についてのビジョンはあるのかということですが、標準職員数に比較すると49人の増となっております。また、分野別に見ると総務、民生と教育関係分野が増となっております。類似団体における数値については、類似団体の平均値でありますので個々の団体によって数値は違いますが、本市との比較で言いますと総務分野では3庁舎の総合窓口センター、民生分野では保育園の数、教育分野では小・中学校をはじめ公共施設の数が合併により類似団体より多くなっていると考えられます。類似団体に比較すると職員数が多い状況となっておりますが、決して余剰人員、余力人員ではないことをご理解いただきたいと思います。

しかしながら本市のとりまく行財政状況の厳しい中、積極的に行財政改革に取り組んでいかなければなりません。その中でも組織機構の簡素化、効率化、重点化は中川議員の提言のとおり重要な課題であると認識しております。そのために事務事業の統合、集約化を図るなど事務事業の抜本的な見直しを計画的に行いながら適正な組織体制、人事配置に努めてまいりたいと存じております。

2点めのバランスシートと行政コスト計算書についてお答え致します。

その1の実質公債費比率19.6%の基礎数値についてお答えします。

本市の財政状況の市民への公開は、3月の一般質問でもお答えしたように条例に基づく公表あるいは広報にも予算・決算の状況を掲載し、周知に努めているところであります。9月1日発行の広報には一時借入金や地方債の状況について掲載したところであります。今後も必要に応じて周知に努めてまいります。

実質公債費比率は行政報告でも申し上げたとおり、平成18年度から地方債の発行が許可制から協議制に移行するに当たり、各地方自治体が協議団体なのか許可団体なのかを判断するための指標として新たに算定された指標であります。この数値が18%を超えると許可団体になり、25%を超えると一部の起債が制限されることとなります。

新聞報道にもあるとおり本市の実質公債費比率は19.6%となっておりますが、これは平成15年度決算から平成17年度決算までの過去3年間の平均であります。単年度では平成15年度は21.0%、平成16年度は19.6%、平成17年度は18.3%となり、年々改善されてお

ります。今後の見通しと致しましては、先行き不透明な部分もありますが、数年後には18%を下回る見込みであります。

実質公債費比率は、公債費等のうち一般財源で償還する金額を経常的な一般財源で除して求めており、これにより潟上市全体の公債費等が経常的な一般財源に占めるおおよその割合を知ることができます。

ご質問のありました実質公債費比率の基礎数値についてでございますが、平成17年度決算で申し上げますと、分子は一般会計と有線放送事業会計、土地取得特別会計、いわゆる普通会計の公債費および債務負担行為償還額の合計で10億7,461万6,000円、下水道事業会計をはじめとするその他の特別会計および水道事業会計への一般会計繰出金のうち実質的に起債の償還財源とされた金額で2億8,062万1,000円、一部事務組合負担金のうち起債の償還財源とされた金額で4,305万9,000円、合計で13億9,829万6,000円となっております。

分母は市税や譲与税、利子割交付金等の合計で29億8,464万3,000円、普通交付税で40億9,598万9,000円、臨時財政対策債発行可能額で5億7,901万8,000円、合計で76億5,965万円となっております。

その2、その3のバランスシート、行政コスト計算書の作成についての見解であります。地方財政の状況がきわめて厳しい中、将来の財政負担を見通した中・長期的な視点から効率的かつ適正な財政運営を進めていく必要があります。住民への財政情報の開示においても従来からの財政指標の分析に加えて企業会計的な手法を取り入れ、公的資金によって形成された資産と将来負担となる負債のストック面の情報をわかりやすく開示することが求められるようになってきております。

国においては平成18年5月に、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律、いわゆる行革推進法が成立しております。その中で地方公共団体についてもバランスシートの財務諸表を整備するよう努力規定が設けられています。今後この法律に基づき、国・県を通じて地方公共団体間で比較可能なバランスシートや行政コスト計算書などの財務諸表の整備および住民への情報開示を一層推進するよう求められてくるものと思われますので、今後前向きに取り組んでいきますので宜しくご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤原幸作） 17番、再質問ありますか。17番。

○17番（中川光博） 2つの質問に対しまして、本当にご丁寧な答弁ありがとうございました。感謝申し上げます。

今答弁いただきました中で再質問ということになりますけれども、人員につきましても全国の類似団体に比べて、今現在49名の方が数字的には多いと。ただそれは数字だけの話で、内容的には分庁方式、窓口、あるいは福祉分野、国体、事務事業等々があるんだよと、こういうお話を承りました。あるいは今後については、組織の見直し、簡素化、さらには事務事業の見直しをしていきます、こういうお話でした。大変ありがたいと思いますけれども、実はですね具体的にですね、具体的にこの類似団体と比べて49名、49名が多いと。5年間ではそのうち22名を削減してですね、しっかりした形にもっていきたいなということかと思いますが、私の関心はですね、その22名の余力がですね、たぶん必要に違いないということですが、本当に今いる部署でですねその22名の方が必要なのでしょうか。そうではない、必要なかどうかということはどういうふうに判断したらいいのでしょうかということです。

実はですね、この2つめの質問の行政コスト計算書、さっきお答えいただいた中で国の指導もありまして、まず努力目標、これから取り組んでいくのでというお話を承りました。当然今やっていないので取り組んでいかなきゃいけないというわけですが、これはもうすぐ、すぐですね取り組まなければいけない大きな課題ではないでしょうか。実はですね、せつかくの質問の機会ですのでご紹介させていただきますけれども、総務常任委員会で先進地研修ということで愛媛県東温市に勉強に行っていました。私たちは18年度の予算、予算ですよ、18年度の予算の説明資料を頂戴してまいりましたけれども、この中にですね既に行政コスト計算書、そのままではないのですが、ほぼですねそれに見合う資料がもう当たり前のように入っております。これは何かといいますと、一般会計の分野別とですね、その性質別経費の状況というのが、マトリックスで縦横でびた一つとみなはまっています。そうすると、比較的その各目的別分野、分野のですねコストがですねある程度見えるようになっています。私はその1つめの質問と2つめの質問をぜひ関連させて、こういうことじゃないかなというのを申し上げたいと思いますけれども、きょうここに行政の幹部の皆さん方が、40人近い皆さんがいらっしゃいますけれども、自分の部署のですねコストが幾らぐらいかかっているのかご存じでしょうか。あるいは、自分の部署のコストがですね、幾らかかっているかわからないままにお仕事を部下にさせていらっしゃるのでしょうか。そういうことをお聞きしたいと

思います。行政コストですので人件費だけではまったくないわけですがけれども、普通、行政コストというと皆さんの部署でどのくらいの、どういうその種類のそのコストがかかっているかという、これは既にですね、実はですね、その9月の決算書に、9月頂戴したこの決算資料にですね、あるいは決算書にかなり細かく入っていますけれども、1つはですね人にかかるコスト、当然ですね人件費、あるいは退職引当金とかですね、人にかかるコストというのは当然あります。2つめは物にかかるコスト、物にかかるコスト。これはもちろん物件費、維持修理費、あるいは減価償却費、これが2つめの皆さんの部署でかかっているコストかと思います。3つめが移転支的コストって簡単に言うと扶助費とかですね補助金とかですね、あるいは繰出金とかですね、普通事業債とかですね、そういうものがその移転支的コストになります。あともう一つその他コストということでは、災害復旧費とか、あるいは交際費とかということで、そのコストの内訳というのは4つあるんですね。そうすると、決算資料は既に頂戴していますので、皆さんの部署のそのコストがですね幾らぐらいかかっているかということは、当然見えてくるのではないのでしょうか。そうするとそれに対して今抱えている仕事の量とですね人員の量が、本当にいまのままでいいのか、あるいは少ないのか、あるいは余っているのか、そういう視点をぜひ持っていただきたいな、こういうことで1つめ、2つめの質問をしているわけです。

私は次の段階として、もし足りないのであればよそからやはり持ってこなきゃいけない、もし多いのであればやはり出してよ所にやらなきゃいけない、こういうことではないのでしょうか。その足し算と引き算が標準職員数に対して今現在49名多いのだよ。ただもちろんその自治体によってですね、いろんなその重点分野、あるいは特徴ある事業を行っていますので、一概に平均的に49人という数字にはまったくならないのでしょうかけれども、今後ですね私たちも潟上市がその総合発展計画に基づいて、どの分野にどのくらいの人員をしっかりと配置していったらいいのかなということの指標ですね、あるいは機構改革のそのビジョン、このあたりに大きく反映してくるのではないのでしょうか。行政コスト計算書、もう本当に多くの自治体で取り組んでいてですね、もう私たちも決算書の中にもかなり細かい数字入っていますので、ぜひ私はそういう意味で、この多い人員を私たちのその潟上市を強くするための重点分野にどんどんどん配置してですねいつていただきたいな、こういうふうに考えております。

あと、もう1つですね、バランスシートの件ですがけれども、おそらく私も会計のまっ

たく素人ですので、よくまだ勉強不足でわかりませんが、このバランスシートについてもですね、これは努力目標というようにお話いただいていますけれども、これも簡単な話ですね、その使ったお金と、そのお金がどこからきたかという簡単な指標ですので、これはぜひ早くその公開していただきたいな。お金の使いみちは左側の資産ですので、右側、そのお金がどこからきたかというお金です。負債がもう、返す期限のあるお金というのが負債になりますし、その下の正味財産というのは返さなくてもいいお金ということになりますので、実にこの簡単なバランスシートがですね市民の皆さんに示されたときにですね、私たち全体の潟上市の全体の状況が1年間の決算じゃなくて過去の実績とですね、将来のそのしなきやいけないことがしっかりそのバランスシートで見えてくる。負債は誰が返すのですかという議論になってきますと、やはり私たちはもちろんですけれども将来の世代がしっかり返していかなくちゃいけないお金になりますので、バランスシートと行政コスト計算書、そしてその潟上市の人材のビジョン、このあたりは関連してくるのではないのでしょうか。努力目標にはなっていますけれどもですね、行革の観点からもいつまでこのあたりは仕込みを入れるかという判断をですね、ある程度の見通しの中で市民に示していただければありがたいと思います。宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） 市長。

○市長（石川光男） 17番中川議員の再質問にお答えします。

まず、この類似団体の中で49人ということですが、これは今、合併して、もちろん類似団体には中川議員ご承知のとおり面積、それから産業、そういうようなものの類似団体ですが、こういう中で私は今もう少し深く追求指示しているのは、この49人というのは合併した類似団体であるかないかと、標準的な類似団体ということとを区分してもう少し追求しなければならないという第1点であります。

49人出てきたということで、この22人の、私は余力人員とは思っていません。余剰人員とは思っていません。たしかに先ほど申し上げました合併して、とにかく合併して市民の皆さんに迷惑をかけないということで窓口センターというものを設置しました。1年半が過ぎましたので、機構改革という組織機構の見直しというものが、でき得れば私は12月定例議会にかけたいと思っています。その前に議員の皆さんとはよく協議しなければなりません、その中でこの総合窓口センターがどのような位置づけされるかというものを今内部で詰めておりますので、その中でこの22人というものを考えていきたい

と。

それから、2つめのバランスシート簡単だと言いますが、簡単ですか。これね、まずいいです。まず財産をしっかりしなければいけませんよ、潟上市の財産どのくらいあるかと。道路何十本あって、その道路の面積幾らで、単価が幾らだと。庁舎も、公園も。それを全部財産というものをおさえるために、例えば庁舎なんかあれですか、償還額を誰が決めますか。道路の、あの道路の償還額を誰が、面積全部資本ですよ。それから路線償還も。まあ、簡単に言えば。これなんか膨大な経費、時間かかるんですよ。今、おっしゃるように左側幾らで右側幾らというと、これ簡単ですよ。一番大事なのは、難しいのは、財産というものが潟上市にどのくらいあるかと、これが根っこになるわけですよ。というのは、私覚えているのは全国で53%、バランスシートやっています。先ほど国の方でもこれはやれというのではない、努力目標だと。ただしながら全国で53%、私の記憶違いでなければやっていますので、秋田県はそれよりぐっと下がりますけれども。ということで国の目標努力もありますので、それから53%というものを踏まえながら、今言った懸案事項もありますが、いずれこのバランスシートというのは、いずれはやらなきゃならないと。ただし時間がかかるということをご理解いただきたいと思います。私は3月に、もうかえって今このバランスシートをやった市町村は、中には絵に描いた餅だというようなことも言っていますが、それはそれとして、せっかく中川さんのご意見なので、このバランスシートは前向きに取り組んでいきたいと。

それと、行政コストについては助役が答弁します。

○議長（藤原幸作） 鑑 助役。

○助役（鑑 利行） 17番の中川議員にお答え申し上げます。

行政コスト計算書については、質問者である中川議員がおっしゃったとおり、内容についてはそのとおりでございます。ただ、秋田県で25の市町村がございますけれども、秋田県内で行政コスト計算書を活用している団体というのは1団体しかございません。ということは、行政コスト計算書については、ご承知のとおりバランスシートは資産形成につながる行政活動ということで位置づけられておりますけれども、行政コスト計算書というものは資産形成につながらない行政活動ということでご存じのとおり位置づけられているということになります。その中において先ほど来、人にかかるコスト、物にかかるコスト、それから移転支的コスト、その他のコストということでいろんなコストが出すことは可能でございます。したがって、今すぐ今年度からやるとかじゃ

なくて、この行政コスト計算書を議会の皆様、それからもちろん市民の皆様に提示するように財政サイドとしては努力していきたいと、このようなことで考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 市長。

○市長（石川光男） バランスシートについては先ほど答弁しましたが、実はきょうの新聞、これは自治通信という新聞ですが、その中で総務省は、今度、バランスシートとは別に財務諸表を含めた市民に対するそれをやれと、こう知事に、各都道府県知事に通知を出したということがありますので、この国からの通知が知事に来て、それで多分このことについてはまた知事の方から文書が来ると思いますので、そこら辺を勘案しながらバランスシートを含めて考えていきたいと、こう思います。

○議長（藤原幸作） 17番。

○17番（中川光博） 本当にいいご答弁をいただきまして大変ありがとうございます。

定員適正化計画については、機構改革を始めると、こういう約束をいただきました。ありがとうございます。たぶんその過程です、私が今お話しさせていただいたような職員の分野のコスト、これがやはりある程度見えるだろう。もちろんその仕事の中身があって全体のコストがあるわけですから、大変頼もしい限りだと思います。期待したいと思います。

あと、バランスシートと行政コスト計算書につきましてはですね、数字だけの遊びだと意味これまったくないので、結局それをどこに活用するかというのが一番大事なことだと思います。私は一つの方法としてですね、例えば資産にしてもですね負債にしても、あるいは正味財産にしても、あるいは行政コストにしてもですね、例えば1人当たりの人口で割った比率を出した場合ですね、我々の潟上市というのはよその同じような似通った自治体、団体に比べてどういう指標なのか。もちろんおっしゃるように、それも1年間だけではおそらく意味ないだろうと思います。これやはり2年、3年、4年、5年としっかり追いかけることによってですね、我々の特徴も見えてくる。今のちょっとお話の中でコストがかかるというお話もさっき市長もいろいろお話いただきましたけれども、実はこの決算資料の中にですね、決算資料の中にかなり具体的に数字がもう出させていただいております。あとおそらく財政分野の専門家の皆さんが見れば、私の質問はただあと数字にするだけだな、こういうことがおわかりに、わかりやすいように市民に

出して大丈夫だよというように言っていただけるかなという気がしておりますけれども、やはり一番の母体はよその団体と比べて私たちの潟上市はこういう状況にある、だから次はこういうその改善を、改革をしていかなければいけないという視点だと思いますので、まったく数字の遊びは意味ありませんので、本当に市民にわかりやすく、私たちの財政全般をわかりやすく説明する資料をぜひ我々もですね勉強しなきゃいけないけれども、行政の皆さんも一緒に勉強していただければ、とっても市民のためには貢献する大きな材料になるのではないのでしょうか。

大変ありがとうございました。以上で質問を終わります。

○議長（藤原幸作） 答弁は必要ですか。

○17番（中川光博） 答弁大丈夫です。

○議長（藤原幸作） せっかくの機会ということで市長が答弁するそうでございますので。

○市長（石川光男） バランスシートの関連から言いますと、私はもうはっきり言ってどこの県もバランスシートの感想はですね、決算書の財産調書でわかるだろうと、極端に言えば。それぐらい今のバランスシートは財産調書の中で、いわゆる財政の問題も含めて土地が幾らになるかというようなことに金がかかると、時間がかかるということを申し上げて、今先ほど総務省から知事宛てに財務諸表のこともしっかり、3点ぐらいありましたけれども、恐らくバランスシートをもっと簡略したものだと、こう期待しておりますので、そこら辺をもう少し勉強したいということで、例えば行政コストについても決算書の総務部長から言えば、人件費、物件費、いわゆるその他を含めて総予算で職員で割るとコストが出てくるというようなもので、これをもっと肉付けして骨組みしたのが今のバランスシート、あるいは財務諸表だと思いますので、この点についても先ほど答弁したとおりの前向きに進んでいきたいと思っております。

○議長（藤原幸作） これをもって、17番中川光博議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。よって、本日はこれにて散会します。

なお、22日金曜日午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうも御苦勞さまでした。

午前11時15分 散会

